

Q2) - 6)

遺留分について

(1) 遺留分の割合 (§ 1028)

- 1) 兄弟姉妹以外の相続人が遺留分権者
- 2) 直系尊属のみが相続人の場合 1/3
- 3) その他 1/2

(2) 遺留分の生前放棄 (§ 1043)

- 1) 生前の相続放棄は認められないが、生前の遺留分放棄は家庭裁判所の許可を得たときに限りOK。

(3) 遺留分算定の基礎と減殺の順序 (§ 1029~)

- 1) (相続開始時の財産) + (贈与財産) - (債務)

2) 贈与の算入 (§ 1030)

- イ) 1年以内の贈与
- ロ) 遺留分権者に損害を与えることを知った贈与は1年前のものも同様
- ハ) 不相当な対価の有償行為 (§ 1039)
- ニ) 共同相続人が被相続人よりうけた贈与 (§ 1044・§ 903)

3) 遺贈・贈与の減殺の順序 (§ 1031)

4) 遺留分減殺の方法

○形成権 (意思表示だけで効力生じる)

○遺産分割調停 (但し相続人のみの場合)

民事訴訟 (第3者がいる場合、遺産の範囲の争い)

遺留分について共有関係の確認 → 共有物の分割が必要

→ 通常、訴訟は長期化

○訴による必要なし

○消滅時効 (1年、10年)

Q2) - 7)

死因贈与

(1) 死因贈与と遺贈 (§ 554)

- 1) 死因贈与は遺贈の規定に従う
- 2) 遺言の取消の規定も準用されるか? (先行する死因贈与契約が後の遺言で取り消せるか?)

→ されない (最判)

(2) とくに負担付死因贈与の場合に問題

- 1) 生存中 扶養する という負担付贈与  
死亡すれば 贈与 契約あり

- 2) 扶養義務だけ履行したのに、遺贈でその負担付贈与契約を自由に取消されると受贈者に酷

→ 「取消がやむをえないと認められる特段の事情がない限り取消できない」 (最判 S 57. 4. 30)

(3) 遺贈放棄の自由 (§ 986)

特定遺贈 (§ 986) → いつでも可

包括遺贈 (§ 990)

→ 3ヶ月以内に遺贈放棄の申述が必要 (§ 915)

(4) 負担付遺贈 (§ 1002)

1) 負担義務の限界 (§ 10021)

2) 義務不履行の場合 (§ 1027)

→相続人が遺贈の取消請求 家裁の審判で取消

3) 受遺者が遺贈の放棄をすれば受益者が自ら受遺者となる (§ 10022)

Q3)-4)

安楽死と遺言

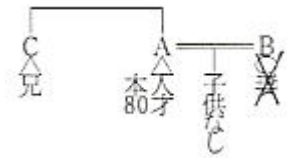
(1) 安楽死の4条件のうち「本人の意思」の確認という意味があるが、その意思の時点、真意か否かについては、なお不十分。

(2) その他の条件をみたさなければ、医師による安楽死の執行は無理(?)。

回答 1)

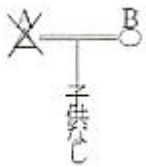
1. 遠縁とはどこまでを指すか不明だが、相続人は配偶者、子、直系尊属、兄弟姉妹に限定されているため、相続人でなければ相続できない。
2. その遠縁の者が特別縁故者に該当する場合のみ、請求により家庭裁判所が相続財産の全部又は一部をその者に分与することがある (民法 958 条の 3)。

回答 2)



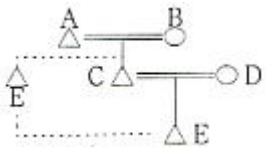
1. Aに子供も父母もない状態でBに先立たれた後、Aが死亡すればCが唯一人の相続人となり、100%相続する。

回答 3)



1. 質問の趣旨不明
2. Aの父母や兄弟がいる場合は、  
妻と父母の相続分は 2/3 : 1/3  
妻と兄弟姉妹の相続分は 3/4 : 1/4
3. Bが外国人であった場合もAの死亡については、A (日本人) の本国法による (法令新 26 条) ため、同じ。
4. なお日本在中の中国人が死亡した場合の相続は、中国法によることになる。

回答 4)



1. EがA、Bの養子となった場合、  
CとEは対等の相続分となる。
2. EはC、Dの相続人であり、Cが  
Aより先に死亡した場合、Aの代襲  
相続人となる。
3. CがAより先に死亡した場合、EはCを代襲相続するため、養子の相続分その他、Cの代襲相続人としての相続分の両方を相続する（相続資格の重複における多数説）。